内閣衆質一二五第一七号

亚 成五年一月二十二日

内 閣 総 理 大臣 宮 澤 喜

衆 議 院 議 長 櫻 内 義 雄 殿

衆議院議員野坂浩賢君提出初動捜査のミスと狭山事件に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付

する。

衆 議 院 議 員 野 坂浩賢君提 出 初動 捜査のミスと狭 Ш 事 件 に関する質 問 に 対する答 弁書

一について

1 わ ゆる初動捜査とは、 事件 の発生を認知し た段階における捜査活動一般を指称し、 具体的

に は 犯 人の発見及び保全並びに 証 拠 \mathcal{O} 収 集 及 び保全 のために行う事件現場等における 犯 人の

搜索、 目 擊 者 0 確 保、 遺留 品 の発 見等 の活 動 を ١ ر う。

二について

刑 事 訴 訟 法(昭 和二十三年法律第百三十一号)第二百 匹 十六 条に お ١ ر て、 司 法 警 察 員 は 犯

罪 \mathcal{O} 捜 査 を L たときは、この 法 律 に 特 別 \mathcal{O} 定 \mathcal{O} あ る場 合 を 除 ****\ 7 は、 速 B カン に 書 類 及 び 証 拠 物

ととも に事 件 を検察官に 送致 Ĺ な け れ ば ならない」と規定されており、 この 規定に基づ き、 検

察官に書類及び証拠物を確実に送致しているところである。

三の1について

当 時 \mathcal{O} 警 察 庁 刑 事 局 長 \mathcal{O} 発 言 内 容 に つ ١, て は 確 認することが できな **,** \ が、 御 指 摘 \mathcal{O} 狭 Щ 事 件

に つ *(*) て は 現 金 持 参 指 定場 所 に お ** \ て 被 疑者を逮捕できなかったことが 初 動 捜査 上 \mathcal{O} 大きな

問題とされたことは承知している。

三の2について

当 時、 前 記 事 件 12 つい て、 現 金 持 参 指 定場 所 に お ζ, て被 疑者を逮 捕 できな かったことが 初 動

捜 査 上 \mathcal{O} 大 き な 間 題 とされ、 警 察 に お 1 7 は 同 事 件 等 を契 機 とし て、 刑 事 警 察 \mathcal{O} 体 制 を 強 化

す る た め、 人 員 \mathcal{O} 充 実、 捜 査 指 揮 能 力 0 向 上 装備 \mathcal{O} 充 実等 に 0 1 て 所 要 $\widehat{\mathcal{O}}$ 対 策 を 講 じ たとこ

ろである。

三の3について

埼 玉 県警察にお いては、 前記事件の捜査に当たり、 刑事部長を本部長とする特別捜査本部を

設 置 し、 相 当 数 \mathcal{O} 捜 査 員 を投 入 て、 被 疑 者 \mathcal{O} 捜 索 を 含 む 所 要 \mathcal{O} 捜 査 活 動 を 行 0 た ŧ \mathcal{O} لح 承 知

している。

三の4について

証 拠 調 \mathcal{O} 請 求 に 関 L 般 論とし て述べると、 検察官 は、 冒 頭 陳 述 で 述べ た 事 項 \mathcal{O} 立 証 に 必

要と 認 \Diamond 5 れ る 証 拠 12 0 1 て、 そ \mathcal{O} 取 調 ベ を 請 求 す る ŧ \mathcal{O} で あ る が 前 記 事 件 に 0 1 て は

現

在、 東 京 高 等 裁 判 所 12 再 審 請 求 事 件 が 係 属 中 で あ る \mathcal{O} で、 答 弁 は 差 L 控 え た \ .

未 提 出 証 拠 に 0 1 7 は、 浦 和 地 方 検 察 庁 \mathcal{O} 検 察 官 が 保 管 L て 1 る。